

Q5-1 社会保険制度の概要と制定法律について

台湾には社会保険制度として、主に健康保険制度、労働者保障制度、労働者退職金制度があります。中央管轄官庁および主な準拠法令は以下の通りです。

社会保険制度	中央管轄官庁	主な準拠法令
1. 健康保険制度		
全民健康保険	衛生福利部中央健康保険署	全民健康保険法
2. 労働者保障制度		
労働者保険	労働部勞工保險局	労働者保険条例
就業保険	労働部勞工保險局	就業保険法
賃金立替補償基金	労働部勞工保險局	労働基準法 賃金立替補償基金積立および補償管理弁法
3. 労働者退職金制度		
「旧制度」	労働部勞工保險局	労働基準法
「新制度」	労働部勞工保險局	労働者退職金条例

全民健康保険は、台湾に居留する者の病気、けが、出産または死亡に対して、医療および医療費を給付する社会保険制度です。加入対象者は、国籍、就業の有無を問いません。

労働者保障制度には労働者保険、就業保険および賃金立替補償基金があります。労働者保険は、労働に従事する者に対する社会保険制度で、病気、けが、出産、死亡、老齢などの原因で働くことができなくなったときの労働者本人およびその家族の生活を保障のほか、障害年金、老齢年金、遺族年金の支給も行われます。一方、就業保険は、職業技能を向上させ就業を促進し、また失業中の者にはその間の生活を保障するものです。賃金立替補償基金は、賃金支払いが滞った場合に企業に代わって賃金を補償するための基金です。

労働者退職金は、老後の生活保障の増進や労使関係の強化を図り、その結果、社会および経済を発展させることを目的としています。転職が珍しくない台湾において、最低でも 10 年は同じ雇用者の下で勤務しなければ受給資格を得られない従来の確定給付型の制度（「旧制度」）では、退職金を受給できない者が多くいました。対象者に対する退職金受給条件を緩和し、確実に退職金制度を享受できるよう制度改革がなされ、2005 年より確定拠出型の制度（いわゆる「新制度」）が導入されました。なお、「新制度」への加入は従来は台湾人のみでしたが、台湾に戸籍を有する者と婚姻関係にある外国人、および永久居留証を有する外国人についても加入できるようになりました。なお、新規制度に加入できない大部分の外国人は依然として旧制度への加入義務があります。